

| |
|--------------------------|
| 兵庫労働局発表 平成27年4月20日(月) |
|--------------------------|

| | |
|---|------------------|
| 担 | 職業安定部職業安定課 |
| | 課長 足立 靖行 |
| | 雇用情報官 藤本 孝之 |
| 当 | 電 話 078-367-0792 |

平成27年度兵庫雇用施策実施方針の策定について
～地方創生に向けて～

兵庫労働局（局長 中山 明広）は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、兵庫労働局及び管内公共職業安定所における職業指導・職業紹介の事業及びその他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、兵庫県知事の意見を聞いて別添のとおり定めた。

兵庫労働局は、雇用に関する施策を推進するに当たっては、兵庫県が地方創生に向け講ずる雇用に関する施策と密接な連携の下に、円滑かつ効果的に実施されるよう努める。

平成27年度

兵庫雇用施策実施方針

兵 庫 労 働 局

平成27年度 兵庫雇用施策実施方針 目次

| | | |
|----|----------------------------|---|
| 第1 | 趣旨 | 1 |
| 第2 | 平成27年度の主な雇用施策(兵庫県との連携事業) | 1 |
| 1 | 若年者等の雇用対策 | 1 |
| 2 | 女性の雇用対策 | 3 |
| 3 | 人材育成対策 | 3 |
| 4 | 仕事と生活の調和の実現等 | 4 |
| 5 | 障害者・高年齢者・生活保護受給者などの就職困難者対策 | 4 |
| 6 | 地域雇用対策の推進 | 5 |
| 7 | 撤退企業関連雇用対策の実施 | 5 |

平成27年度 兵庫雇用施策実施方針

～地方創生に向けて～

第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、兵庫労働局及び管内公共職業安定所における職業指導・職業紹介の事業及びその他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、兵庫県知事の意見を聞いて定めたものである。

兵庫労働局は、労働局の講ずる雇用に関する施策と兵庫県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

第2 平成27年度の主な雇用施策(兵庫県との連携事業)

兵庫労働局は、地方創生を推進するため、人材力の強化、働き方の見直し等を進めるに際しては、「活力あるしなやかな産業構造」の実現に向けて、兵庫県が取り組む「人材力」強化戦略、中でも若者等のU I Jターンの推進、女性、高齢者、障害者など多様な人材のしごとの創出、働きやすい環境づくりなどの取組と密接に連携を図る。

このため、「兵庫雇用対策連絡調整会議（仮称）」において、相互に意見・情報交換を行いながら雇用施策実施方針の策定のための検討や相互の施策、取組に応じた連携を図り、以下に掲げる施策の効率的かつ効果的な実施に取り組む。

1 若年者等の雇用対策

(1) 新規学校卒業者の就職支援

- ・ ハローワークの学卒ジョブサポーター等が若年者就業推進員（ひょうご・しごと情報広場）と連携を図り、求人開拓を行うとともに、若年者のU I Jターンの推進するひょうご応援企業就職支援事業との連携など、新規学校卒業者対象の企業説明会・面接会を積極的に開催する。
- ・ 新卒応援ハローワーク、学卒ジョブサポーター（ハローワーク）と、若年者就業推進員（ひょうご・しごと情報広場）、県立高校に配置されている就職開拓等支援員の一層の連携の強化及び情報の共有化を図る。
- ・ 未就職卒業者の求職者支援制度を活用した訓練コース等への誘導のほか、短期職場体験就業事業（兵庫県）、研修・実習等を通じて雇用に結びつけるひょうご若者就労支援プログラム（兵庫県）への紹介等、各種就職支援策を連携して実施する。
- ・ 雇用情勢に応じ、平成26年度と同様に兵庫県、兵庫県教育委員会と連携して、事業主団体に対する求人枠の拡大要請などの取組を行う。
- ・ 経済団体、労働団体、行政が一体となったキャリア教育への支援に努める。

- ・ 中小企業の人材確保を支援するため、理工系学生を対象とした面接会（兵庫県・雇用開発協会主催）の共同開催や高卒者支援対策とのより一層の連携を図る。
 - ・ 大学生インターンシップ推進事業に参加する企業の開拓と大学等への周知について連携を図る。
- (2) 若者しごと倶楽部(ジョブカフェ)における取組と連携した就職支援**
- ・ 兵庫県が設置する若者しごと倶楽部（ジョブカフェ）における取組について、年長フリーター等就職支援事業と連携して合同企業面接会を積極的に開催するなどの連携を図る。
 - ・ 兵庫県及び雇用開発協会等と連携して農林業等への就職のためのガイダンスや農林業等合同企業面接会を開催するなど、多様な農林業就業支援を実施する。
- (3) ハローワークやひょうご・しごと情報広場による正規雇用化の促進**
- ・ わかものハローワーク、ハローワークの「わかもの支援コーナー」、ひょうご・しごと情報広場において、非正規労働者に係る相談を実施するとともに、担当者制の個別支援プログラムを作成し、正社員としての就職をあっせんするほか、常用雇用のための能力開発を進める。
- (4) ふるさと人材確保対策**
- ・ 県内の5地域（北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路）で実施するふるさと人材確保応援事業において、県民局とハローワークが連携し、地域の労働力確保に取り組む。
 - ・ 「地域人材確保協議会」において、市町や地域事業主団体、教育機関との情報交換を行い、若者の地域定着や企業立地と地域の活性化を支援する。
 - ・ ハローワークと県民局（地域人材確保コーディネーター、ふるさと就職推進員）が密接に連携を図りながら、地元企業の人材確保の情報収集・提供やUターン希望者に対する職業相談、ニーズに応じた求人開拓などを推進するとともに、企業説明会や就職面接会を開催する。
 - ・ Uターン就職等を促進し、地方への新しい人の流れを加速させようとする兵庫県の取組との連携を図る。
- (5) 地域若者サポートステーション（国県協働）等による若年無業者への支援**
- ・ 県内7ヶ所（神戸、姫路、三田、豊岡、明石、西宮、宝塚）の地域若者サポートステーションにおいて、無業者等に対する包括的な支援を個別的、継続的に行う。
 - ・ ニート就労支援ネットワーク会議に参画するとともに、兵庫県が行うニート等の就労促進施策と連携を図る。
- (6) その他**
- ・ 地域雇用対策協議会の全県的なネットワークの維持を図るとともに、同協議会、ハローワーク及び県民局が連携して地域に密着した雇用対策を推進する。

2 女性の雇用対策

(1) 女性の活躍推進

女性がその能力を十分に発揮しながら働くことのできる環境整備を推進するため、兵庫県と連携し男女雇用機会均等法等の周知徹底を図るとともに、経済団体、労働団体、行政が一体となって企業への直接的な働きかけや情報提供等の取組を展開し、企業における女性の活躍推進への一層の取組推進を図る。

(2) 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

- ・ 育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、兵庫県と連携し育児・介護休業法に基づく仕事と家庭の両立制度の周知、助成金等の支給を通じた事業主への支援を行う。
- ・ 企業における仕事と育児の両立支援のため、兵庫県や「ひょうご仕事と生活センター」と連携し、次世代育成対策推進法に基づくくるみんマークの周知や取得に向けた働きかけを行う。

(3) 女性の就業支援

- ・ 働きたいと希望する女性の就業を支援するため、県立男女共同参画センター（女性就業相談室）における兵庫県の女性就業支援と国の職業紹介等との一体的実施事業を推進する。
- ・ 就業機会の拡大を図るため、育児・介護等による離職者の再就職を支援する助成金事業に連携して取り組む。

(4) 子育て女性等の就職支援の強化

- ・ マザーズハローワーク三宮及びマザーズコーナーを設置するハローワーク（尼崎、西宮、姫路、加古川、豊岡、西神、明石（9月設置予定））、県民局、市町及び関係機関等による「子育て女性就職支援協議会」において、子育て女性等の就職支援を強化する。

3 人材育成対策

(1) 訓練実施機関と連携した就職促進

- ・ ハローワークと訓練実施機関であるポリテクセンター、県職業能力開発施設との密接な連携・分担による訓練ニーズの把握・共有、円滑な受講生の確保、多彩なメニュー・レベルの訓練の実施及び雇用保険が適用される安定した雇用に向けて就職支援の強化を図る。
- ・ ものづくり人材の育成・技能継承のため、中長期的視点に立つ、ものづくりに係る能力開発、人材育成への取組を支援する。
- ・ 「ものづくり大学校」の効果的な事業推進のためのPR及び求職者等に対する情報提供を連携して実施する。
- ・ 「兵庫しごとカレッジ推進会議（公共職業訓練）」と「兵庫地域訓練協議会（求職者支援訓練）」を合同開催することにより、企業や求職者の訓練ニーズを踏まえ、お互いが訓練定員、訓練実施分野、実施時期等を補完する訓練計画を策定する。

(2) ジョブ・カード制度の促進

- ・ 「ジョブ・カード制度」を兵庫県と連携して促進する。

(3) 建設産業の技術者・技能者の確保

- ・ 建設産業における技術者・技能者の確保・育成に向けた取組について連携を図るとともに、三田建設技能研修センターの安定的な運営に協力する。
- ・ 関係行政機関と建設業者団体等で構成する「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」と連携し、建設業のイメージアップや若年者の入職促進にかかる取組を推進する。

4 仕事と生活の調和の実現等

- ・ 「ひょうご仕事と生活センター」と協働し、県内の仕事と生活のバランスの普及に努めるとともに、同センターで実施する助成事業等の円滑な推進に協力する。
- ・ 兵庫県が登録を進めている「健康づくりチャレンジ企業制度」の周知への支援に取り組む。
- ・ 兵庫県が実施する受動喫煙防止対策推進事業と連携した受動喫煙対策を推進する。

5 障害者・高齢者・生活保護受給者などの就職困難者対策

(1) 兵庫県が実施する障害者の雇用就業支援策との協働による対策の実施

- ・ 兵庫県障害福祉計画の進捗状況も勘案しつつ、計画に掲げる職業能力開発から職場適応訓練、就労斡旋、職場定着に至る各支援策について、緊密な連携を図り、障害者実雇用率の向上を目指す。
- ・ 特例子会社・事業協同組合（算定特例）の設立等促進や職場体験機会の拡大、特別支援学校に対する出前講義等について、連携を図る。

(2) 兵庫県が実施する障害者福祉施策及び特別支援教育等施策との連携

- ・ 障害者雇用・就業支援ネットワークとの連携を図るとともに、障害者就業・生活支援センターの活動を支援する。
- ・ 福祉的就労から一般雇用への移行の促進のため、「ハローワークを中心としたチーム支援」を積極的に展開する。
- ・ 特別支援学校高等部卒業生の一般就労を促進するため、ハローワークと県立特別支援学校等に配置されている就職支援コーディネーターとの連携を図る。
- ・ 平成26年度と同様に兵庫県、兵庫県教育委員会と連携して、事業主団体に対する障害者雇用の拡大要請等の取組を行う。

(3) 障害者、高齢者などの就職弱者に対する雇用の安定

- ・ 兵庫県と連携を図り、職を失った非正規労働者、中高年齢者等の就職困難者に対する雇用機会の創出、就職促進に向け取り組む。
- ・ 障害者や高齢者の就職促進に向け、トライアル雇用事業や各種助成金等の積極的な活用促進に努める。
- ・ 若年性認知症を発症した働き盛りの世代の就労継続のために、ひょうご若年性

認知症生活支援相談センターや市町と連携・協力して支援に取り組む。

- ・ 高年齢者、障害者雇用を促進するためのセミナーや相談業務を実施する雇用開発協会と連携を図る。
- ・ 兵庫県シルバー人材センター協会が中心に取り組んでいる高齢者の生きがいづくりや、シルバー人材センターと地方公共団体の連携による地域ニーズに即した事業を支援するとともに、シルバー人材センターの業務内容の多様化、重点的なPR、広域連携体制の強化を推進する。

(4) 生活困窮者に対する就労・生活支援

- ・ 生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、福祉施策を担う兵庫県・市町と雇用施策を担うハローワークとが、相互に緊密な連携を図りつつ、就労支援に積極的に取り組む。
- ・ 生活困窮者の早期支援の徹底及び求職活動状況の兵庫県との共有化を図るとともに、求職者支援制度、職業訓練等を活用した生活困窮者の就労に向けた個別的、包括的、かつ継続的な支援に係る連携・協力を行う。

(5) 保護観察対象者等に対する支援

- ・ 兵庫県が実施する保護観察対象者等を雇用する更生保護協力雇用主への支援や協力雇用主の拡大に向けた取組が円滑に行われるよう協力する。

6 地域雇用対策の推進

- ・ 兵庫県が「ひょうご経済・雇用活性化プラン」のフォローアップのために設置する有識者会議に労働局が参画するなどの協力を図る。
- ・ 兵庫県が実施する、次世代産業分野を対象として産業政策と一体となった雇用創造を目指す「戦略産業雇用創造プロジェクト」の取組を支援する。
- ・ 淡路地域における実践型地域雇用創造事業を活用した雇用創出への支援を連携して行う。
- ・ 県内各地域における地域雇用開発計画の推進に連携・協力する。
- ・ 地方公共団体等にハローワークの求人情報を提供し、地方公共団体等における雇用対策の充実強化を支援する。

7 撤退企業関連雇用対策の実施

地域の雇用に与える影響が大きい撤退企業の情報について、迅速な情報共有を図るとともに、撤退企業やその下請け、関係取引先の離職者に対する再就職支援を連携して行う。

～地方創生に向けて～

兵庫県

連携して取り組む雇用施策

兵庫労働局

- ・労働局と共同で面接会の開催
- ・若年者就業推進員、就職開拓等支援員のハローワークとの連携、情報の共有化
- ・「若者しごと倶楽部」で受け付けた求人情報の共有
- ・地元企業の人材確保の情報収集、提供
- ・企業説明会や就職面接会の開催

- 若年者等の雇用対策**
- ・大学等新卒者や既卒者向け面接会等の開催
 - ・「若者しごと倶楽部」における就職支援
 - ・「ふるさと人材確保応援事業」の推進
 - ・地域若者サポートステーションによる若年無業者への支援

- ・「若者しごと倶楽部」との連携
- ・ハローワークにおける求人開拓
- ・職業相談、職場定着の支援
- ・U I J ターン希望者のニーズに応じた求人開拓と職業相談

- ・「男女共同参画センター」での女性就業支援
- ・育児・介護等に対する離職者支援に対する助成金を活用した再就職支援
- ・「子育て女性就職支援協議会」における子育て女性の就職支援

- 女性の雇用対策**
- ・男女共同参画センターにおける就業支援と職業紹介の一体的実施
 - ・「マザーズハローワーク」、「マザーズコーナー」と「子育て女性就職支援協議会」との連携

- ・職業紹介、職業相談
- ・「マザーズハローワーク」、「マザーズコーナー」での担当制による個別支援

- ・職業訓練の実施
- ・就職支援の実施

- 人材育成対策**
- ・訓練受講生の確保と多彩なメニュー、レベルの訓練の実施及び就職支援
 - ・兵庫県建設業育成魅力アップ協議会による人材確保・育成対策の推進

- ・訓練ニーズの把握
- ・ハローワークにおける訓練への誘導
- ・就職支援の実施

- ・職業能力開発
- ・特例子会社等設立促進
- ・「障害者就業・生活支援センター」の活動支援

- 障害者の就労支援**
- ・障害者雇用・就業支援ネットワークによる連携
 - ・雇用・福祉・教育・医療分野が、一体となったチーム支援

- ・訓練、就職、職場定着に係る一連の支援
- ・トライアル雇用、各種助成金の活用
- ・ハローワークを中心としたチーム支援

- ・事業主対象のセミナー、相談の実施
- ・シルバー人材センターの地域ニーズに即した事業の支援
- ・シルバー人材センターの広域連携体制の強化の推進

- 高齢者の就労支援**
- ・セミナー、相談、助言、指導による継続雇用の推進
 - ・シルバー人材センター事業での雇用、就業機会の創出、拡大

- ・トライアル雇用、各種助成金の活用
- ・シルバー人材センター事業への助言、指導

- ・福祉施策による支援
- ・求職活動状況の共有化
- ・能力開発等支援プログラムによる支援

- 生活保護受給者等に対する就労支援**
- ・個別的・包括的な連携支援

- ・雇用施策による支援
- ・能力開発等支援プログラムの積極的な活用